

茨城県報 第 4 4 0 号

平成5年4月19日

月 曜 日

目 次

告 示

| | ページ |
|------------------------------------|-----|
| ●職務を代理する吏員 (人事課) | 1 |
| ●茨城県知事ほう賞事務取扱要領の一部改正 (生活文化課) | 1 |
| ●国民健康保険医等の新規登録 (医療福祉課) | 2 |
| ●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課) | 2 |
| ●道路の供用の開始 (2件) (") | 3 |

公 告

| | |
|---------------------------------|---|
| ●茨城県土地利用基本計画の変更 (土地利用対策課) | 4 |
| ●基本測量の実施 (用地課) | 4 |
| ●基本測量の終了 (3件) (") | 5 |
| ●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課) | 5 |

告 示

茨城県告示第526号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第170条第5項の規定により、出納長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する吏員を平成5年4月1日付けで次のように定めた。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県事務吏員 小 船 通

茨城県告示第527号

昭和31年9月28日茨城県告示第838号で告示した茨城県知事ほう賞事務取扱要領の一部を次のように改正する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第7、第9及び第10中「県民生活課長」を「生活文化課長」に改める。

様式第2中「県民生活課長」を「生活文化課長」に改める。

茨城県告示第528号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 登録記号番号 | 登録年月日 | 国民健康保険医等氏名 |
|----------|-----------|------------|
| 茨国歯 2593 | 平成5年2月26日 | 穴 戸 祐 一 |
| 茨国薬 2053 | 平成5年3月10日 | 猪 瀬 京 子 |
| 茨国薬 2054 | 平成5年3月16日 | 鮎 川 金 弥 |
| 茨国薬 2055 | 平成5年3月16日 | 松 島 げ ん |
| 茨国薬 2056 | 平成5年3月17日 | 城 山 哲 |
| 茨国薬 2057 | 平成5年3月17日 | 中 島 力 |
| 茨国薬 2058 | 平成5年3月23日 | 會 田 京 子 |

茨城県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成5年4月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野木古河線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|----------------------|------|-----------|-----------|-----|
| 古河市本町2丁目 5番23地先から | 旧 | メートル — | メートル — | |
| | 新 | 最大 23.0 | 1,857.0 | 延 伸 |
| 最小 9.0 | | | | |

茨城県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成5年4月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横塚真壁線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 摘 要 |
|------------------------------|------|---------------|-------------|----------------|
| 真壁郡真壁町大字東矢貝 字星の宮765番地先から | 旧 | 最大 5.0 | 250.0 | |
| | | 最小 3.5 | | |
| 真壁郡真壁町大字東矢貝 字星の宮784番1地先まで | 新 | 最大 5.0 | 250.0 | バイパス及び現道 拡幅 |
| | | 最小 3.5 | | |
| | | 最大 13.7 | 238.0 | |
| | | 最小 11.4 | | |

茨城県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成5年4月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 横塚真壁線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字東矢貝字古館617番1地先から
真壁郡真壁町大字東矢貝字星の宮784番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年4月19日

茨城県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成5年4月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 二軒茶屋瓜連線
- 2 供用開始の区間 那珂郡瓜連町大字瓜連848番地先から
那珂郡瓜連町大字瓜連4087番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年4月19日

公 告

●茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づき昭和50年6月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画について、平成5年4月1日付けで次のとおりその一部を変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部土地利用対策課並びに関係する市役所及び町役場において一般の閲覧に供する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

土地利用基本計画図

変更の要旨は次のとおり。

| 変更地域 | 拡大・縮小の別 | 関係市町村名 | 変更区域面積 |
|------|---------|-------------|--------|
| 農業地域 | 縮 小 | 取手市，結城市，守谷町 | 104ha |

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨建設省国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（1/25,000地形図修正測量）
- 3 作 業 期 間 平成5年4月12日から平成6年3月25日まで
- 4 作 業 地 域 古河市，猿島郡総和町，五霞村

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨建設省
国土地理院長から通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 3 作 業 終 了 日 平成5年3月31日
- 4 作 業 地 域 日立市，常陸太田市，多賀郡十王町，久慈郡水府村，里美村，金砂郷村，
那珂郡那珂町，山方町，大宮町，瓜連町，美和村，緒川村，東茨城郡桂村，
御前山村，西茨城郡七会村

-
- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
 - 2 作 業 種 類 基本測量（基準点測量）
 - 3 作 業 終 了 日 平成5年3月10日
 - 4 作 業 地 域 勝田市，北茨城市，岩井市，東茨城郡小川町，西茨城郡七会村，鹿島郡旭
村，銚田町，大野村

-
- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
 - 2 作 業 種 類 基本測量（土地条件調査）
 - 3 作 業 終 了 日 平成5年3月31日
 - 4 作 業 地 域 下館市，西茨城郡岩瀬町，真壁郡大和村，協和町

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が
完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年4月19日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
行方郡潮来町日の出2丁目8番1，同番8，同番13
- 2 事業主の住所及び氏名
行方郡潮来町大字辻626番地
潮来町長 今 泉 利 拓

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町知手中央六丁目4805番121

- 2 事業主の住所及び氏名

三重県四日市市千歳町6番地の6

日本トランスジティ株式会社

取締役社長 小 菅 弘 正

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)